

○荒神山スポーツ公園の設置及び管理に関する条例

昭和46年12月9日

条例第35号

改正 昭和47年6月12日条例第28号

昭和48年4月17日条例第12号

昭和48年9月29日条例第31号

昭和50年6月26日条例第30号

昭和51年3月9日条例第9号

平成3年6月25日条例第11号

平成5年4月23日条例第17号

平成6年11月10日条例第22号

平成7年12月22日条例第27号

平成8年9月24日条例第18号

平成9年3月20日条例第4号

平成11年3月23日条例第8号

平成12年3月7日条例第8号

平成12年12月5日条例第40号

平成18年3月17日条例第25号

平成21年3月4日条例第3号

平成25年3月19日条例第15号

平成26年6月3日条例第13号

平成26年9月18日条例第18号

平成30年3月5日条例第3号

令和元年5月29日条例第12号

(目的)

第1条 この条例は、都市公園法（昭和31年法律第79号。以下「法」という。）第18条の規定に基づき、荒神山スポーツ公園（以下「公園」という。）の設置及び管理に関する必要な事項を定めて、公園の健全な発達を図り、もって住民の福祉の増進に資することを目的とする。

(移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準)

第1条の2 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91

号) 第13条第1項に規定する移動等円滑化のために必要な特定公園施設(高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令(平成18年政令第379号)第3条に規定する公園施設をいう。)の設置に関する基準は、公園内における高齢者、障がい者等の移動上及び公園施設の利用上の利便性及び安全性の向上に資するものとなることを考慮して規則で定める。

(名称及び位置)

第2条 公園の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
荒神山スポーツ公園	辰野町荒神山

(使用の許可)

第3条 公園のうち、次に掲げる施設を使用する場合は、町長の許可を受けなければならない。この場合、許可を受けた事項を変更しようとするときも、また同様とする。

- (1) 野球場
- (2) たつの未来館
- (3) 柔道場
- (4) 剣道場
- (5) 弓道場
- (6) テニスコート
- (7) 多目的屋内運動場
- (8) 陸上競技場
- (9) 町民体育館
- (10) 湯にいくセンター

(行為の制限)

第4条 公園において、次の各号に掲げる行為をしようとする者は、町長の許可を受けなければならない。

- (1) 行商、募金その他これに類する行為をすること。
- (2) 競技会その他これらに類する催しのため、公園の全部又は一部を独占して使用すること。
- (3) 公園をその用途以外に使用することを目的とする集会を行うこと。
- (4) 花火等火気を使用すること。

2 前項の許可を受けようとする者は、行為の目的、行為の期間、行為を行う場所又は公

園施設、行為の内容その他町長の指示する事項を記載した申請書を、町長に提出しなければならない。

3 第1項の許可を受けた者は、許可を受けた事項を変更しようとするときは当該事項を記載した申請書を、町長に提出して、その許可を受けなければならない。

4 町長は、第1項各号に掲げる行為が、住民の公園の使用に支障を及ぼさないと認める場合に限り第1項又は前項の許可を与えることができる。

5 町長は、前条及び第1項又は第3項の許可に公園の管理上必要な範囲内で条件を付することができる。

(許可の特例)

第5条 法第6条第1項又は第3項の規定に基づき、公園の占用若しくは占用の変更の許可を受けた者は、当該許可にかかる事項については、前条第1項又は同条第3項の許可を受けることを要しない。

(行為の禁止)

第6条 公園においては、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 公園を損傷し、又は汚損すること。
- (2) 植物を採取すること。
- (3) 土地の形質を変更すること。
- (4) はり紙若しくは、はり札をし、又は広告を表示すること。
- (5) 立入禁止区域に立ち入ること。
- (6) 指定された場所以外の場所へ、車両を乗り入れ、又はとめておくこと。
- (7) 公園をその用途以外に使用すること。
- (8) その他必要な事項で町長が別に定めること。

2 前項の規定にかかわらず、公園施設の設置若しくは管理、公園の占用若しくは占用の変更の許可又は第4条第1項若しくは同条第3項の許可にかかるものについては、この限りでない。

(使用の禁止又は制限)

第7条 町長は、公園の損壊その他の理由により、その使用が危険であると認められる場合又は公園に関する工事のためやむを得ないと認められる場合においては、公園を保全し、又はその使用者の危険を防止するため区域を定めて公園の使用を禁止し、又は制限することができる。

(公営施設の設置等の許可の申請書の記載事項)

第8条 法第5条第2項又は同法第6条第1項若しくは同条第3項の規定により公園施設の設置若しくは管理又は公園の占有若しくは占有の変更の許可を受けようとする者の申請書の記載事項は、規則で定める。

(指定管理者による管理)

第9条 第3条に掲げる施設の管理及び運営は、地方自治法第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて町長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に管理を行わせることができる。

2 指定管理者が行う業務の範囲は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 施設及び設備の維持管理に関する業務
- (2) 利用の許可に関する業務
- (3) 利用に係る料金の徴収に関する業務
- (4) その他町長が定める業務

(使用料)

第10条 施設を使用するものは、使用開始前に辰野町使用料条例（平成12年辰野町条例第39号）に定める使用料を納付しなければならない。

(使用料の減免)

第11条 町長は、前条の規定にかかわらず、次の各号の一に該当するとき、あるいは国又は地方公共団体が直接その用に供するとき、その他特に必要があると認めるときは、使用料の額を減額し、又は使用料の徴収を免除することができる。

- (1) 使用者の責任によらない理由で使用できなくなったとき。
- (2) 使用開始7日前までに使用の取消しをしたとき。
- (3) 前2号に定めるもののほか、特別の理由があるとき。

(監督処分)

第12条 町長は、次の各号の一に該当する者に対して、この条例の規定による許可を取り消し、その効力を停止し、若しくはその条件を変更し、又は原状に回復若しくは公園からの退去を命ずることができる。

- (1) この条例又はこの条例の規定に基づく処分に違反している者
- (2) この条例の規定による許可に付した条件に違反している者
- (3) 偽りその他不正な手段によりこの条例の規定による許可を受けた者

2 町長は、次の各号の一に該当するときは、前項に規定する必要な措置をとることができる。

- (1) 公園に関する工事のため、やむを得ない必要が生じたとき。
- (2) 公園の保全又は住民の使用に著しい支障が生じたとき。
- (3) 公園の管理上の理由以外の理由に基づく公益上やむを得ない必要が生じたとき。

(委任)

第13条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、町長が定める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 辰野町スポーツ施設条例（昭和46年辰野町条例第28号）及び辰野町合宿所設置条例（昭和46年辰野町条例第32号）は、廃止する。

附 則（昭和47年条例第28号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和48年条例第12号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和48年4月1日から適用する。

附 則（昭和48年条例第31号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和50年条例第30号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和50年7月1日から適用する。

附 則（昭和51年条例第9号）

この条例は、昭和51年4月1日から施行する。

附 則（平成3年条例第11号）

この条例は、平成3年7月1日から施行する。

附 則（平成5年条例第17号）

この条例は、平成5年5月1日から施行する。

附 則（平成6年条例第22号）

この条例は、平成6年11月12日から施行する。

附 則（平成7年条例第27号）

この条例は、平成8年2月1日から施行する。

附 則（平成8年条例第18号）

この条例は、公布の日から施行し、平成8年4月1日から適用する。

附 則（平成9年条例第4号）

この条例は、平成9年4月1日から施行する。

附 則（平成11年条例第8号）

この条例は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成12年条例第8号）

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成12年条例第40号）

この条例は、平成13年1月1日から施行する。

附 則（平成18年条例第25号）

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成21年条例第3号）

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成25年条例第15号）

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成26年条例第13号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成26年条例第18号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成30年3月5日条例第3号）

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和元年5月29日条例第12号）

この条例は、公布の日から施行する。